



# 鳥取県公報

平成18年 3月28日(火)  
号外第44号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 条 例 鳥取県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例（51）（議会事務局総務課）…………… 1

———公布された条例のあらまし———

◇鳥取県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部改正について

1 条例の改正理由

市町村合併に伴う鳥取県議会議員（以下「議員」という。）の選挙区の変動及び国勢調査の結果にかんがみ、各選挙区において選挙すべき議員の数を見直す。

2 条例の概要

(1) 次のとおり、各選挙区において選挙すべき議員の数を改める。

選挙区	選挙すべき議員の数	
	改正前	改正後
鳥取市	9人	13人
米子市	8人	9人
岩美郡	2人	1人
八頭郡	3人	2人
日野町	2人	1人

(2) 気高郡選挙区（選挙すべき議員の数 2人）を廃止する。

(3) 施行期日等

- ① この条例は、次の一般選挙から施行する。
- ② 市町村の合併に伴う鳥取県議会議員の選挙区の特例に関する条例は、廃止する。

## 条 例

鳥取県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第51号**

鳥取県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例（平成9年鳥取県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後		改 正 前	
(各選挙区において選挙すべき議員の数)		(各選挙区において選挙すべき議員の数)	
第3条 各選挙区において選挙すべき鳥取県議会議員の数は、次のとおりとする。		第3条 各選挙区において選挙すべき鳥取県議会議員の数は、次のとおりとする。	
選 挙 区	選挙すべき議員の数	選 挙 区	選挙すべき議員の数
鳥 取 市	<u>13人</u>	鳥 取 市	<u>9人</u>
米 子 市	<u>9人</u>	米 子 市	<u>8人</u>
倉 吉 市	3人	倉 吉 市	3人
境 港 市	2人	境 港 市	2人
岩 美 郡	<u>1人</u>	岩 美 郡	<u>2人</u>
八 頭 郡	<u>2人</u>	八 頭 郡	<u>3人</u>
		気 高 郡	<u>2人</u>
東 伯 郡	4人	東 伯 郡	4人
西 伯 郡	3人	西 伯 郡	3人
日 野 郡	<u>1人</u>	日 野 郡	<u>2人</u>

## 附 則

- この条例は、次の一般選挙から施行する。
- 市町村の合併に伴う鳥取県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成16年鳥取県条例第57号）は、廃止する。